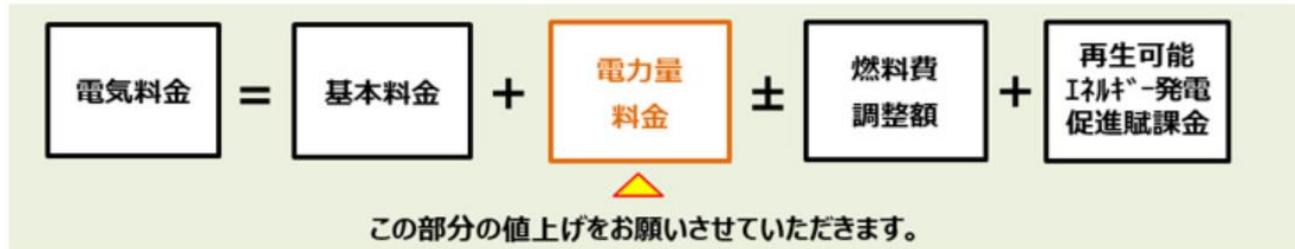


- 電気料金のうち、燃料費の増加に関する「電力量料金」の値上げをお願いさせていただきます。
- なお、現在、国の審査中であり、審査等により、値上げ幅が変動することがあります。

■ 電気料金の算定方法



※定額制のご契約（定額電灯や公衆街路灯A等）につきましては、電灯料金・小型機器料金等の料金単価が値上げの対象となります。

■ 料金改定の内訳

- 経済産業省令等の規定に則り設定した原価算定期間（2023年度～2025年度の3年間）における規制料金メニューの原価（3か年平均）は584億円となる一方、現行の料金を維持した場合の収入見込み（現行収入）は401億円であることから、収入不足額は184億円となります。
- 燃料費の高騰により、2022年2月分以降、燃料費調整額が調整上限に到達したことから、その上限超過分（下図① 118億円）をこれまで当社が負担してまいりましたが、規制料金メニューのお客さまにつきましても、自由料金メニューのお客さま同様、ご負担をお願いさせていただきます。加えて、志賀原子力発電所停止に伴い、その影響分を石炭火力をはじめとする火力発電等で補うことになるため、この増分コスト（下図② 66億円）につきましても、お客さまにご負担をお願いさせていただきます。



■ ご家庭のお客さまの例

|   |          |              |         |                         |
|---|----------|--------------|---------|-------------------------|
| <b>従量電灯 B</b><br>契約電流 30A<br>使用量 230kWh | 現在のお支払い額 | 改定影響額        |         | 改定後のお支払い額<br>(申請単価にて算定) |
|   |          | 燃料費調整額の上限超過分 | 左記以外の影響 |                         |
|   | 6,402 円  | + 1,810 円    | + 886 円 |                         |

■ 商店・工場等のお客さまの例

|   |          |              |           |                         |
|---|----------|--------------|-----------|-------------------------|
| <b>従量電灯 C</b><br>契約容量 10kVA<br>使用量 710kWh | 現在のお支払い額 | 改定影響額        |           | 改定後のお支払い額<br>(申請単価にて算定) |
|   |          | 燃料費調整額の上限超過分 | 左記以外の影響   |                         |
|   | 21,733 円 | + 5,588 円    | + 3,773 円 |                         |

|   |          |              |           |                         |
|---|----------|--------------|-----------|-------------------------|
| <b>低圧電力</b><br>契約電力 8kW<br>使用量 480kWh<br>(力率 90%) | 現在のお支払い額 | 改定影響額        |           | 改定後のお支払い額<br>(申請単価にて算定) |
|   |          | 燃料費調整額の上限超過分 | 左記以外の影響   |                         |
|   | 16,843 円 | + 3,778 円    | + 2,847 円 |                         |

※現在および値上げ後のお支払い額には、「消費税等相当額」および「再生可能エネルギー発電促進賦課金（2022年5月～2023年4月の単価：3.45円/kWh）」を含みます。

※現在のお支払い額には「2022年7月～9月の平均燃料価格による燃料費調整額」を含みます。また、従量電灯B・Cの現在のお支払い額には「初回振替割引額」を、低圧電力の現在のお支払い額には「力率割引額」を含みます。

※今後の国の審査等を踏まえ、上記の値上げ影響額が変動する場合がございます。また、上記のモデルケースにもとづき算定した目安の金額であり、実際のご負担額は、ご使用状況や「燃料費調整額」、「再生可能エネルギー発電促進賦課金」等により変動する場合がございます。

■ 改定後のお支払い額に反映していない事項

- 新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）が2023年4月から導入されることに伴い、北陸電力送配電株式会社を含む全ての一般送配電事業者の託送料金（お客さまへ電気をお届けする際に小売電気事業者が等しく負担している送配電ネットワーク利用料金）の見直しが予定されておりますが、新たな託送料金が決定され次第、電気料金に反映させていただく予定のため、改定後のお支払い額には反映しておりません。
- 国の電気・ガス価格激変緩和対策事業による「▲ 7 円/kWh」の値引きは改定後のお支払額に反映しておりません。